

令和7年度第1回

三鷹市総合教育会議会議録

令和8年2月13日

令和7年度第1回三鷹市総合教育会議会議録

令和8年2月13日（金）

出席者（5名）

三鷹市長 河村 孝

三鷹市教育委員会

教育長 松永 透

委員 野村 幸史

委員 須藤 金一

委員 三瓶 恭子

欠席者（1名）

委員 松原 拓郎

出席職員

副市長

土屋 宏

企画部長

石坂 和也

スポーツと文化部長

大朝 摂子

スポーツと文化部調整担当部長

平山 寛

子ども政策部長

近藤 さやか

子ども政策部調整担当部長

清水 利昭

教育部長

高松 真也

教育部調整担当部長

寺田 真理子

教育部指導課長

福島 健明

傍聴（3名）

令和7年度第1回三鷹市総合教育会議 次第

令和8年2月13日（金）午前10時00分開議

1 開会

2 議題

三鷹市の教育に関する大綱の基本目標と令和8年度の取組について

3 その他

三鷹市子どもの権利に関する条例（仮称）の制定に向けた取組について

4 閉会

午前10時00分 開会

○石坂企画部長 定刻となりました。それでは、ただいまから令和7年度第1回三鷹市総合教育会議を開催いたします。

本日の司会を務めます企画部長の石坂でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

なお、本日、松原委員からご欠席のご連絡をいただいておりますので、ご了承いただきたいと思います。

まず、本日傍聴を希望されている方が3名いらっしゃいます。会議は、原則公開となっておりますので、よろしくお願いいたします。

それでは、まず河村市長から開会のご挨拶をお願いいたします。

○河村市長 皆さん、おはようございます。本日は大変寒い中、お集まりいただきましてありがとうございます。

総合教育会議は、改めて言う必要もないかと思いますが、児童・生徒を中心とした子どもの問題に対して、市長部局と教育委員会の委員の皆様と様々なご議論をさせていただく場であります。学校、家庭、地域と様々な局面を持って子どもたちは動いており、その問題に対していろいろな議論をさせていただくという機会であります。

今回の主な議案といたしましては、基本計画にある「個性が輝き笑顔あふれる子ども・教育のまちづくり」、「心豊かに生きがいを高める生涯学習・スポーツ・芸術・文化のまちづくり」という2つのテーマがありますが、学校教育をはじめとした教育の問題と、市長部局が見ているそれ以外の子どもたちの問題という2つの側面を大事に議論していきます。今日の議題の中では、子どもの権利に関する条例（仮称）の案につきまして、去年も議論・報告をさせていただきましたけれども、その後、今どのようになっているかということについて、担当からご説明をさせていただきます。この件につきましても、再度意見交換を様々していきたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

先週、三鷹市の北野小学校、そして第六中学校の出身で、F C東京のトップチームの選手が市長と議会に表敬訪問されました。三鷹にF C東京のサッカー教室があるわけではないんですけれども、子どもたちが校庭や広場等地域の中で遊び、練習をしているということもあります。プロになったそのサッカー選手は、地域の中で育ち、現在はF C東京という、三鷹とも縁の深いクラブで活躍しています。地域で育った子どもが、こうした形でプロとして活躍する時代になったのだと、改めて感じたところです。

もちろんその子に限らず、三鷹の子どもたちは国内でも世界でもいろいろ活躍し始めており、目をみはるものがあると思います。これはスポーツに限らず、音楽でも同様です。この間、賀詞交歓会で、世界で活躍しているお子さんが三鷹に凱旋してチェロを演奏していましたけれども、これからどんどんそういう子たちがいっぱい出てくると思いますので、ひとつよろしくお願ひします。

○石坂企画部長 それでは、議論に先立ちまして、議事録署名委員の指名をいたします。

要綱に基づきまして、議事録の署名については、市長と教育長または教育委員会委員から1人の計2人とされており。本日の会議録署名委員は三瓶委員にお願いしたいと思いますので、よろしくお願いたします。よろしいでしょうか。

○三瓶委員 はい。

○石坂企画部長 ありがとうございます。

それでは、会議の次第に従いまして議事進行を進めてまいります。本日の議題は、先ほど市長からもございました「三鷹市の教育に関する大綱の基本目標と令和8年度取組について」でございます。資料3をご覧くださいませでしょうか。

まず、こちら、資料に記載はございませんが、三鷹市の教育に関する大綱は、市の教育・学術・文化の振興に関する総合的な施策の方針として策定するものでございまして、市の総合計画である第5次三鷹市基本計画の施策とリンクする形式としております。基本計画における施策の「第7部、個性が輝き笑顔あふれる子ども・教育のまち」、「第8部、心豊かに生きがいを高める生涯学習・スポーツ・芸術・文化のまち」が大綱の内容となります。

1ページ上段に記載の「1 子ども・若者・子育て支援」が大綱の基本目標であり、基本計画では各論となります。「(1) 施策の課題と方向性」及び「(2) 主要事業の達成度を測る指標(KPI)」は基本計画から抜粋したもので、(2)のKPIの表の右から2列目、令和6年度の達成値については実績を記載しているところでございます。本日は、1ページ下段の「(3) 令和8年度の主な取組」について、各論ごとに説明いたします。

まず、子ども政策部から順次ご説明をさせていただきます。

○近藤子ども政策部長 子ども政策部長の近藤です。どうぞよろしくお願いいたします。資料3の1ページ目の下部、(3)をご覧ください。

「ア 三鷹幼稚園跡地の利活用」です。市内にございました私立の三鷹幼稚園が令和6年3月に廃園いたしました。その跡地の利活用につきまして、昨年度末には都市再生部で、三鷹幼稚園跡地利活用基本プランを策定いたしました。それを受けまして、子ども政策部では、令和9年2月、ちょうど1年後ぐらいですが、子どものための遊びと学びの施設を開設し、子どもの居場所としての機能、相談等も備えようと思っております。

事業概要ですが、本施設は、土地は市の所有ではなく、地権者様が建物を建設し、市が土地と建物を借りて運営するというものです。現在工事中でして、夏頃に完成予定、その後、地権者と契約する予定です。

施設の愛称につきましては、小学生から高校生世代によるワークショップを開催して決めていきたいと考えております。

施設での主な事業内容は、資料に記載のとおり、子どもの遊びに関する事業、学習支援事業、相談事業、子育て支援事業、地域交流事業を実施する見込みでございます。

その下、「イ 三鷹市子どもの権利に関する条例(仮称)の制定に向けた取組と普及・啓発」です。先ほど冒頭に市長からもございましたが、昨年度、この総合教育会議でも一定

のお示しをしているところですが、来年度の制定に向けて取り組んでいるところです。検討委員会には、今日ご欠席の松原委員にも入っていただいておりますが、条例素案について検討しております。

来年度の事業の概要といたしましては、条例制定に向けたパブリックコメントの実施、普及・啓発では、小学生から18歳までを対象としてワークショップの開催、また、年代別のパンフレットの作成、配布等を行います。

また、子どもの権利擁護委員（仮称）でございますが、こちらを市長の附属機関として設置するとともに、子どもからの相談や悩みを受ける相談の窓口を、先にご案内いたしました三鷹幼稚園跡地に設置する予定です。後ほど報告で、委員会の開催状況やアンケート結果について報告をさせていただきます。

続きまして、2ページの下部から3ページにかけての内容でございます。「ウ 不登校の子ども及び家庭への医療との連携による支援の継続」です。今年度補正予算で、国から委託を受けまして、不登校や登校渋りが見られる子どもへの包括的な支援として、医療機関に市から再委託し、支援体制の構築と実証に取り組んでおりますが、来年度においても引き続き子どもと家庭への支援を行います。

事業概要、事業内容といたしましては、学校や家庭との連絡調整を図り、学校復帰のための環境を整えていく医療教育コーディネーターを配置している市内の医療機関と連携いたしまして、支援を行います。来年度の取組は、今年度に加えまして、市・教育委員会・学校の関係者による連絡会を開催し、取組等の情報共有を図ってまいります。

続いて、「エ こども誰でも通園制度の実施」です。新たな国の給付制度として全国的に始まる、こども誰でも通園制度を実施いたします。全ての子どもの育ちを応援し、良質な成育環境を整備するとともに、親の就労状況にかかわらず、定期的な預かり保育を実施いたします。実施に当たりましては、今年度から実施している東京都の補助事業である「多様な他者との関わりの機会の創出事業」と一体として実施をします。

内容でございますが、まず対象者は、保育所等に通っていない0歳6か月から3歳までの子どもとなっております。対象の施設は、保育所等のうち事業の実施を希望する園で、市の認可を受けた施設となります。来年度の見込みといたしましては、私立幼稚園8園を見込んでいるところです。利用できる時間は、国の制度は月10時間まででございますが、東京都の制度では上限がございませんが、利用料金の負担なく利用できるというものは、月160時間までとなっております。開始は、4月から順次開始をいたします。

「オ 認可保育園の保育士配置基準の改善」です。保育園の保育士の配置基準につきましては、東京都の基準がございますが、その基準を上回る配置を行うことで、より安全で安心な保育を実現し、保育の質の向上を図ります。

内容といたしましては、定められた基準では、児童25人に対し保育士1という4・5歳児の基準について、児童20人に対し保育士1人の配置とします。また、定員が20人を超えるような場合に、公立園では月額会計年度任用職員を配置するとともに、私立園に対して、同様の配置を行うところには人件費の補助を行います。

続いて、子ども政策部の最後になりますが、「カ 5歳児健康診査の実施」です。子ども

の健診については、今まで1歳6か月乳児とか3歳児の健診までやっておりますが、新たに5歳児健診を実施いたします。この健診では、子どもの特性を早期に発見し、特性に合わせた支援、生活習慣等の支援を行い、幼児の健康保持・増進を図るため実施するものです。健診後につきまして、就学を見据えたフォローアップにつなげるため、関係部署間の連携を図るコーディネーターを配置いたします。

対象者等、事業概要ですが、次の4ページになります。対象は5歳から5歳6か月で、主に年中の子どもとなります。実施方法は、申込み制を取り、保健センターで年6回、集団による健診を行う予定です。

子ども政策部は以上でございます。

○高松教育部長 教育部長、高松でございます。続きまして、教育部所管の内容についてご説明申し上げます。

まず、4ページの中段、「ア 自閉症・情緒障がい教育支援学級の開設」です。令和8年4月に固定制の教育支援学級としまして、自閉症・情緒障がい教育支援学級を南浦小学校に開設いたします。令和7年度の開設準備委員会の学識経験者の委員にアドバイザーをお願いしまして、円滑な運営のための体制づくりに取り組んでまいります。

事業概要について、次ページ、5ページ上段に記載をしております。1学級8人の学級編制基準で2学級を見込みまして、東京都の教員配置3人に加えて、市の月額職員である教育支援学級介助員を1学級に2人、4人配置を予定しております。

次に、「イ コミュニティ・スクールを基盤とした小・中一貫教育導入20周年記念フォーラムの実施」です。平成18年4月に、にしみたか学園が開園しまして、令和8年度には、三鷹市でコミュニティ・スクールを基盤とした小・中一貫教育を導入して20周年を迎えることとなります。これまでの歩みを継承し、さらに三鷹の教育を進化させていくため、記念フォーラムを実施いたします。事業概要記載のとおり、令和9年2月6日土曜日、公会堂光のホールにて、各学園の取組や成果の発表、パネルディスカッション等を予定しております。

次に、その下、「ウ 長期欠席・不登校状況にある児童・生徒への支援の拡充」です。現在、市立小学校8校に配置をしております校内別室支援員につきまして、事業概要に記載のとおり、小学校全15校、そして中学校2校の計17校、9人の配置増ということで拡充をするとともに、令和7年度に引き続きまして、保護者の集いの開催や、保護者向けリーフレットの作成など、総合的な支援の拡充を図ってまいります。

なお、校内別室という名称につきまして、学校内で子どもたちが安心できる学びと支援を推進するため、名称を校内支援教室に改めることとしております。

次に、その下、「エ 学校3部制の推進」です。令和7年度に策定をいたします学校3部制推進プランに基づきまして、学校3部制の取組を推進するものでございます。事業概要に記載のとおり、第2部の地域クラブ活動の運営や、第3部の学校施設の地域開放に関する業務を担う組織の設立に向けて、準備委員会を設置し、準備を進めるとともに、地域クラブ活動アドバイザーを配置し、地域クラブ活動の支援に取り組んでまいります。

次に、6ページをご覧ください。まず上段、「オ 大学等進学応援金の創設」です。大学等に入学した方に対して、世帯の経済状況に応じ、修学に係る経済的負担の軽減を図るため、進学応援金を創設し、若者の学びを応援いたします。対象は、就学援助の基準に該当する世帯において、国または地方公共団体から対象となる確認を受けた大学、短期大学、専門学校に入学された方で、給付額は10万円としております。

次に、その下、「カ 中原小学校の建替えに向けた設計の実施」です。令和12年度の新校舎使用開始に向けまして、令和7年度に引き続き基本設計に取り組み、令和8年度に実施設計に着手いたします。設計に当たりましては、公募型プロポーザルにより提案のあった仮設校舎を建てない計画により、工事中の児童の学習環境への影響を抑えつつ、安全、安心、快適な教育環境の充実と、学校3部制に対応した学校施設を目指してまいります。

続きまして、生涯学習分野で、7ページをご覧くださいませでしょうか。7ページの中ほど、学校図書館の地域開放の拡充についてです。学校図書館の地域開放を拡充し、小学生から高校生世代の学習スペース拡充とともに、市民が身近な地域で本に親しむ環境整備に取り組みます。令和8年度は、現在各学校の児童・生徒と保護者を対象に、長期休業等を除く土曜日の午前中のみ実施をしております現状の取組を継続しつつ、小・中1校ずつのモデル校で、基本的に毎週土曜日、市立図書館の開館時間同様の時間帯で開放を実施し、効果検証等を行います。事業概要の内容に記載のとおり、学習スペースとしての利用とともに、市立図書館の配送サービスを活用して、市立図書館蔵書の予約受付や貸出し等も予定しております。

私からは以上です。

○大朝スポーツと文化部長 スポーツと文化部長、大朝でございます。8ページをご覧くださいませ。私からは、8ページ、9ページのアとイについてご説明をさせていただきます。

まず、8ページの「ア 三鷹まるごと博物館」事業の推進」ということで、12月に条例をお諮りいたしまして、令和8年4月に施行予定の三鷹まるごと博物館条例を踏まえまして、まち全体を博物館とする多拠点型の博物館として、博物館法に準拠する登録博物館への登録を目指すとともに、三鷹固有の文化遺産の保存・活用や新たな文化遺産の発掘・発見など、市民協働による博物館事業を推進してまいります。

事業概要といたしましては、今、東京都への博物館法に準拠する博物館の登録を目指すということ、そして、多拠点型の展示を拡充していく。例えば、今年度もやっていますけれども、一部の展示を小学校に巡回させていただくということを来年度も企画しております。

9ページへ移っていただきまして、上段ですけれども、三鷹大沢わさびの保全と活用ということ、大沢の古民家や国際基督教大学の中のわさび田などで今、大沢わさびの育成を行っておりますので、保全・活用を学生さんやボランティアの皆さんと一緒に進めていきたいと思っています。また、市民センター北側市有地に、展示室の移転や執務スペースの確保などを想定した建物を用意するようなことで、来年度は準備ということ、着手をし

てまいりたいと思っております。

9ページの中段、2点目、「イ 新・三鷹市史（仮称）」の編さんに向けた取組」ということで、市制施行80周年事業として、「新・三鷹市史（仮称）」の編さんを今年度から始めております。今年度中に市史編さん基本方針をまとめ、来年度はその事業の推進体制を強化して、調査などを効率的に進めてまいりたいと思っております。また、市史編さんの成果を公開するためのデジタルアーカイブサイトの構築にも取り組んでまいります。

推進体制の強化ということでは、今、生涯学習課の中の係相当で市史編さん担当ということでやっておりますが、来年度当初より課相当の臨時組織として市史編さん室を設置して、体制を強化してまいります。

その下で、予備調査・本格調査を順次実施してまいりたいと思っておりますけれども、先ほど冒頭でも申し上げましたデジタルアーカイブサイトの構築に向けて、きちんとあらかじめデザインをしていきたいと思っております。これは、例えば小・中学校で皆さんタブレットを1台ずつ持っていらっしゃるけれども、調べ学習のときに、私どもが市史編さんを進める中でいろいろデータなど資料などを集めてまいりますが、それをデジタルアーカイブサイトできちんと、もちろん市民の皆さんに公開することで、小・中学生の皆さんの調べ学習にも資するような内容にするということを想定しています。なので、使っただけの市史の進め方ということで、デジタルアーカイブサイトを中心に据えて実施をまいりたいと思っております。

私からは以上です。

○石坂企画部長 引き続き、企画部から、9ページの下段、「ウ 寄贈物件を活用した三鷹ヴィレッジ・森のアトリエの運営」についてご説明いたします。こちらは1行目に記載のとおり、令和5年度に寄贈を受けた物件につきまして、令和7年度に改修工事を行っているところでございます。シェアハウスと地域交流施設を備える施設といたしまして、令和8年4月に開設するものでございまして、名称を三鷹ヴィレッジ・森のアトリエとしております。

次のページ、10ページをご覧ください。若手クリエイターのスタートアップ支援、クリエイターと地域住民の交流を通じた地域活性化を目指しているところでございます。三鷹ネットワーク大学推進機構が運営主体を担うとともに、地域人財から成るコミュニティ・コーディネーターを地域交流棟に配置し、施設の日常的な管理、入居者支援、ボランティアの育成、交流事業のコーディネートを行うこととしております。

こちら、中段以降に表が書いてございますが、まず交流棟1棟は、4月1日の開設でございます。利用時間帯については、水曜日から日曜日の10時から17時、利用料金については無料、利用対象については、主に地域の住民となります。子どもの利用についても受け付けます。原則として予約不要ということで、交流事業といたしまして、ボランティア活動とカフェ交流会、クリエイターによる作品展示やワークショップなどを想定しています。

そして、もう一つ核となるのが、下段のシェアハウス棟でございます。こちらは3棟ご

ざいまして、1棟に2人ずつ、合計6人の居住ということになります。こちらはスタートアップ支援といったところでもございますので、3年の定期借家契約で1回のみ再更新といったところでございます。応募資格については、30代前半までの単身者でクリエイティブな活動を目指している方といったところと、さらに、地域活動への参加意欲がある方を選考により入居者を選定することとしています。家賃につきましても、若手クリエイターの支援という観点から、安価な家賃を設定しているところでございます。

説明は以上となります。これまでのご説明も踏まえまして、今後の取組の方向性、事業の在り方等について、皆様からご意見をいただき、議論をしていきたいと思っております。ご質問等も含めまして、皆様、いかがでしょうか。

○須藤委員 よろしいですか。教育委員の須藤です。よろしく申し上げます。

今ご説明いただきまして、不登校について市長部局での政策もお聞きして、コロナ以降、三鷹市も不登校の児童・生徒が増えているというのは、全国的な流れとしてあることは私も教育委員会を通じて把握しております。そんな中で、子どもたちに寄り添ってしっかりサポートしていくことが大事なんだろうなと認識しているんですが、市長部局での取組というのも今回改めて知りまして、これが市長部局と教育委員会でどのような形で情報が共有され、子どもたちのところに届いているのかなというところをお聞きしたいというのが、まず1点目です。その中で、今後、市長部局と教育委員会で実際に子どもたちに対してどうアプローチしていくか、そういった将来的な部分も含めて教えていただければと思います。

○河村市長 私から概括的にお話しすると、不登校の問題というのは、特にコロナ以降、すごく増えてきたという一般的な傾向が、これは全国的に皆、そうだと思います。学校に行かなくてもいいんだなという、休校とかがありましたから、そういうことがきっかけになったんじゃないかと思えますけれども、私どもとしては、仮称であります、子どもの権利条例でも今検討している中では、チャンネルは幾つもあったほうがいいという考えです。学校教育の場では、もちろん先生方、校長先生も含めて一番子どもと接触する場所でありますから、もちろんそこで不登校の問題に真剣に取り組んでいらっしゃるんですけども、同時に、そこだけにチャンネルを絞ると、場合によっては言いにくいとか、いろいろなことがありますので、そうじゃない場所から不登校を捉えてアプローチしていくことは、とても大切だと思っています。

今回、私どももどうなるか分からなかったのも、ある意味試行的に、今年度ですけれども、取り組んできたことがあるんですが、お医者さんにかかっておなかが痛いとか、いろいろな理由で不登校の子どもが、親御さんが心配して、必ずしも不登校という形じゃなくて、そういう病気みたいな感じでお医者さんにかかる事例が多い。そこから問題提起があって、学校とお医者さんの間を両方見られるみたいな形で、そういう人が学校現場に行くと、あるいは子どもたちや親御さんと会って、その原因をいろいろ考えたり、状況を見てもらうということは、取りあえずやってみたんですね。

そうすると、学校の現場にそういうコーディネーターみたいな人、医療と教育のコーディネーターみたいな人が行くと、学校側もある意味、中立的な立場の人なので、実際に学校の現場を見てもらえる。親御さんにも、ご相談にも乗れるという形でやってみたところ、いわゆる成果があった。これは市長部局の側ですけれども、もちろん教育のほうでも、また教育長からもお話してもらいますが、そうすると、要するに親御さんも、自分の子どもがおなかが痛いというのは、実は不登校であることが現象として出てきていて、子どもがそういう症状を、痛いとかいうことで訴える。それは本当におなかが痛いこともあると思いますけれども。

そういうことで、第三者が入ることによって、保護者の方のほうも相談しやすいし、学校のほうも、例えば復帰して授業を教室で見ながら、原因は何だということを学校側も相談しやすい。それは意外と成果があるなということが分かってきたというのは、今年度の中間的な総括なんですよ。それで、国の補助金もあって、それで対応しているんですが、最終的にその補助金が来年度もつくかどうか分からないけれども、三鷹としても独自でそういうことをもうちょっと取り組んで、本当に効果があって、それならば、ほかの学校も含めて広げていこうと考えているところなんです。

そのようになってくると、現象的には、不登校の数というのは、一回、潜在的なものがどんどん出てきますから、職員で病気で休んだ人も同じなんですけれども、増えるんですよ。増えるんですけれども、それは今まで潜在的だったものが見えてくる、分かってくるということなので、子どもはそれをもうちょっとおおらかに捉えて、ただ、相談しやすい環境で、子どもたちに対してのアプローチというのを積極的にやっていかなければいけないと考えています。

条例のほうではそのことがストレートに出てくるわけじゃありませんけれども、精神としては、教育の現場と市長部局が、この総合教育会議の趣旨と同じですが、一体となって見守っていく体制というものをつくっていかねばいけないというので、今後も少し様子を見ながら、この成果を強化していかねばいけないなと思っているところです。

○松永教育長　医療の部分というのは、実は学校って結構弱いところで、個別のお医者さんとの流れの中で子どもたちは医療にかかっているわけですが、そこでの情報交換というのは、校医さんとかだと別なんでしょうけれども、なかなか難しいところが正直あるのかなと思います。特に学校の先生方にとってみると、例えば医療とか福祉とか様々な分野の、子どもたちのいろいろな形で関わりがあるところ、そういったところとのつながりというのを持つことがとても難しかった。

今、医療教育コーディネーターをされている先生を学校で校内研修や何かで呼んでいただいて、子どもたちの状況等について、医療、教育、双方の立場からいろいろな話を学校の先生方が聞いて、大分理解が進んできたなというのが今年の成果なのかなと思っています。

いずれにしても、不登校というのは問題行動ではなくて、支援が必要な対象の子どもなんだという認識の中で、学校としても見ることができる。先ほど市長から話がありました

けれども、中立な立場でというか、教育委員会にそういう立場の人を置くと学校寄りの形のスタンスでしか関われないんですけれども、医療現場にいるということが意味があるのかなと私は思っているところです。

○石坂企画部長　よろしいでしょうか。

○須藤委員　ありがとうございます。保護者目線でも、医療というのはなかなか、不登校になった場合、恐らく、私も子どもが3人いますけれども、ちょっと嫌なことがあったりすると、おなかが痛くなって行きたくないとか、そういった症状とかって口にしたりするわけですね。不登校にはならなかったですけれども、そういった部分で関わっていただけると、保護者としても非常に安心だなというのは実感しました。ありがとうございます。

○石坂企画部長　野村委員、どうですか。今、医療の話が出ましたけれども。

○野村委員　今、須藤委員の話は、一つは市長部局の不登校対策の役割を、教育委員会とどのように連携していくかという問題と、それに関連して、医療と教育って多分、もうこれから表裏一体にしていかなきゃいけないと思っています。ほかにも専門性のあるところというのはどうしてもアンタッチャブルになってしまうということは一般的にあるので、よく理解できます。

でも、今実際に医療教育コーディネーターを置いているところ、1つですよ。この先生はすごく熱心で、東京都教育委員会にも行かれたりされているんですけれども、これを今度三鷹の中で、2番目の教育コーディネーターを置くところ、3番目を置くところ、そうやって展開していくということが、医師会というか、医療機関側に求められていることかなと思っています。また、私が医師会との間で少し働きかけをしていく必要があるのかなと思っています。非常に熱心な先生でいらっしやいますけれども、1人ではやはり続かない。これを三鷹の中で展開して広げていくということが、私もそうですし、この先生にも求められることだなと思いますので、できることはしていきたいと思っています。

○河村市長　恐らく今回のことを通して分かってきたことも、相当現場でもあるようなので、一つのマニュアルじゃありませんけれども、一般的なやり方みたいなもの一つだと思うんですよ。だから、それは今、野村先生が言われたみたいに、1校だけで終わらせるとか、そういう話じゃもちろんなくて、今回の経験を通して広げていくことが必要じゃないかなと思っています。

○野村委員　そうですね。ご存じのとおり、みんな専門性の高い人たちって、人を育てていくという話とまた別なものですから、個人のパフォーマンスと、それはもう少し働きかけをしていけということかなと思っています。ありがとうございます。

○三瓶委員　　ちょっと知識不足で申し訳ないんですが、医療教育コーディネーターというのはお医者さんですか。

○近藤子ども政策部長　　今の医療機関で働いていらっしゃる医療教育コーディネーターの方は、お医者さんではないです。教育の現場もよく御存じの、元校長先生という方がやっています。

○三瓶委員　　そうなんですね。

○河村市長　　バックにももちろんお医者さんがいらして、そこと連絡しながら実際のことを、ケースごとというのか、お子さんごとにいろいろ協議しながら前に進んでいるようですね。

○三瓶委員　　今の学校の様子とかを見ていると、お子さんによっていろいろな特性のある子がいらっしゃって、専門性の高いいろいろな分野の専門家の方の意見を聞けるような、そういったチームみたいなものがあるとありがたいなど、学校の先生の様子を見たりして、思ったりするんですよ。先生はじかに児童・生徒と接している中で、普通の授業もしなきゃいけない上に、いろいろな知識を毎回インプットしていかなくちゃいけない立場であって、そのプロに対して、ちょっとフォローするようなチームがあるといいなど常々思っています。

○河村市長　　そうですね。要するに不登校というのは、分かりやすく言うと、一つの現象なんですよ。学校に行かないという。ただ、学校に行かない理由というのは、お子さんによって、状況によっていろいろな理由があるので、それがいじめの場合もあれば、お子さんの資質の問題かもしれないし、あるいは先生とのトラブルかもしれないし、友達とのけんかかもしれない。本当におなかが痛いだけの話なのかもしれない。幾つも理由がありますから、そうすると、一つの専門家の人だけで解決できる話じゃないかもしれないというのは確かにそのとおりで、それを受けて、全部の人が1人で全部対応できるわけじゃないので、ケース会議というか、そういうものがさらに必要になってくる可能性はあります。ただ、今回そこまでいなくても、お子さんの病気や何か、そういうことに詳しいお医者さんと、現在のそういう学校の事情に詳しい人が、両方の信頼関係のブリッジをつくってご相談の相手になるという形から始まりましたけれども、発展形はいろいろ考えられると思います。

ただ、今回、教育長もお話されたように、非常にこれは有効性があるなど分かったのは、保護者の方も学校のほうも、両方から信頼されている方が医療教育コーディネーターになっていると、お話が、保護者の人にとっても先生方にとっても客観的事実に近いんだなということが分かるんですよ。それで信頼されるというのがあって、自分の子どもを客観的に見られる。こういう理由で学校のところで問題があるんだなとか、自分のところの家

庭で問題があったんだとか、お子さんの事情なんだな、友達なんだなということがある程度見えるということが、非常に重要な解決の糸口なんだなということが分かってきたんですね。

だから、そうじゃないと、学校でのトラブルってすごく複雑で、一口で、いじめが例えばあったとすると、いじめたほうが、かつていじめられていたとか、いつもいじめられていたからいじめ返したとか、あるいはささいなことなんだといっても、けがにつながっちゃう。そうすると、親御さんはかっとなりに血が上っちゃうわけですから、でも、こういうことから始まったことなんですよということになると、少しお互いすつとして理解できるみたいなことがあるんだなということも分かってきましたから、この医療教育コーディネーターという人が、そういう役割を一定程度、今の段階でも、初期段階だと思いますけれども、解決の糸口になっているなという思いは教育長も共有しています。

○石坂企画部長　教育長、いかがですか。

○松永教育長　先ほどのサポートチームみたいな形の専門家の方に、どう相談したり、つなげたりすることができるかというところは、大事なところだと思っています。各学校では、教育支援の委員会みたいなもの、先生方の会議を持っていて、その中にはスクールカウンセラーだったりスクールソーシャルワーカーだったりが入っていただく中で、その子どものケース会議的な形のことを毎週のように持っています。

その中で、学校の役割って、学校で全部できるわけはありませんので、それをどう見つけてつないでいくのか、適切なつなぎ方って何なのかというところを、会議をして、対策、対応、それから、この子にとって何が今求められているのかということについて、会議をしながらつないでいく。そのためには、学校としても教育委員会だけではなくて、市長部局の様々な部署と連携しながら、今やらせていただいているところです。

こういう形で、特に医療と教育といったところに特化した形でということで、今回設置しながら動いているんですけども、それだけではなくて、医療だけではなくて、どう福祉につないでいくのかという形の課題を持っていらっしゃるお子さんもいらっしゃるの、いろいろなケースごとに対応していくのは、そういう形で見つけて、学校はどうつないでいくのかといったことを重点的な形で、今動いているところです。

○野村委員　ありがとうございます。三瓶委員の言われることもよく分かるんですけども、難しいなと思いますのは、チームで専門家を配してやっていると、その中でまとめられるかということ、意思決定を誰かがしなきゃいけないんですね。専門って何かと小難しいことを言うつもりはあまりありませんけれども、垂直専門性だから、領域を限って、そして深くまで掘り下げる力を専門と通常呼んで、それに対してむしろ必要なのは、幅広くまとめていくという力が、日本のいろいろな医療現場も含めて、なかなかないものですから、特に人が多くなればなるほどそういうリーダーシップが重要で、今のお話を聞いていると、このコーディネーターという方が人柄も含めて非常に信頼ができていますので、この

2人目の方をどう育てていくかということが多分、今、現実的だなと思っています。

むしろ、チームをつくったときにリーダーが必要なことと、それから、学校の先生方がそのチームに丸投げでは駄目で、学校の先生方は学校の立場は絶対に主張して、そこは譲らない、保護者は保護者としてどうありたいか、これがあって初めて、要するに専門家集団と、どこか調整ができるのかなと思うものですから、今の話だと、やはりコーディネーターの2人目ですね。2人目を多分、育成していくということなんでしょうね。

○三瓶委員 知識とか実績だけじゃはかれない、そういった人物的なところを発掘するというのは、ちょっと時間がかかることだけれども、大切なことですね。

○石坂企画部長 須藤委員、ほかにありますか。

○須藤委員 いえ、大丈夫です。

○石坂企画部長 ほかの案件でご質問とかあればお受けいたしますが、どうでしょうか。

○三瓶委員 三鷹ヴィレッジ・森のアトリエのシェアハウスの運営について、私の後輩の建築士なんですけれども、三鷹台の駅の辺り、井の頭の辺りで、何件かシェアハウスを運営している人がいます。あの辺りは土地もすごく高いかと思いますが、シェアハウスにしたら、若い人たちが住めるようになりますよね。

若い人たちの力というのは大きくて、それぞれ未来にいろいろな夢を持っている人が集まってきて、彼女自身も建築家だから自分の事務所もあるんだけど、仕事で知り合った編集者の人とか、芸術家の人とか、いろいろな人をごちゃ混ぜにしてネットワークをつくって、そして、三鷹駅前で、お祭りなんかをやったときは、その若い人たちの力がすごく大きく寄与していて、まちづくりにもそういった人間関係の構造がすごく反映されて、いい作用があるなど、そのときすごく思ったんです。彼女も思っていることは、人間を介したまちづくりでもあったので、こういう考え、いいなと思いながら、今このお話を聞いて、民間のそういったところともネットワークをつなげて、うまくまちづくりに関わっていただけたら理想だなと思いました。すぐにはできないことだけれども、すごくいいほうに作用していくんじゃないかなと思いました。

物を作るだけじゃなくて、人をその場で育てて、そこに住まわせてというか、年が若いというだけでも新しいことを始める原動力にもなるし、いいことなんじゃないかなとすごく思っています。

○石坂企画部長 まさに三瓶委員おっしゃっていたように、単純に居場所だけではなくて、人と人がつながって、どういった相乗効果が生じて、まちの底上げというか、つながるといところでいくと、今回若い人として、30歳前半までとしています。地域に関心のある方ということも一応条件にしています。

そうした中で、先ほどコーディネーターの話にもありましたけれども、コミュニティ・コーディネーターというのを置いて、そこをどうつなぐのか、居住者と地域の人をつなぎながらやっていくという、そういった仕組みをやっていくということと、そういったことに興味を持ってボランティアに参加してもらいたい、敷居を少し低くして、いろいろな人に参画して、この事業について盛り上げていきたいなと思っていますので、もしいろいろご協力いただけるようなところがあれば、ぜひおっしゃっていただきたいなと思っています。

○河村市長 やって見ないと分からないところがあるんですね。やりながら考えるというか。来る人によってまた違うので、アート系といってもジャンルがいろいろありますから、ただ、私どもは最初から決めつけなくて、そこで化学変化を起こしてほしいですね。面白いなと思っていただくのが一番だと思っていますから、それが地域の中でどのようになじむかということも含めて、大きな実験だと思っています。寄贈してもらったので、結構大胆なことができています。面白いことにつながればいいなと思っています。

○松永教育長 四小の学区なので、四小の地域で子どもたち、いろいろやってくださっている方々は、どうやって子どもたちとこの人たちとつなげるかなみたいなことで、もう相当いろいろなイメージを持って、すごく楽しみにしていらした話を聞きました。

○石坂企画部長 ほかにご質問等、ご意見等ございますか。大丈夫ですか。よろしいでしょうか。

それでは、本日の議題の「三鷹市の教育に関する大綱の基本目標と令和8年度の取組について」は終了いたします。

次に、次第の「3 その他」でございます。「三鷹市子どもの権利に関する条例（仮称）の制定に向けた取組について」でございます。近藤子ども政策部長からお配りしております、こちら資料4になります。資料4を基にご説明をお願いいたします。

○近藤子ども政策部長 子ども政策部長の近藤でございます。資料「4 三鷹市子どもの権利に関する条例（仮称）の制定に向けた取組」でございます。報告をさせていただきます。

先ほど8年度の取組でも少し触れましたが、条例の制定に向けて取り組んでおります。

まず、「1 検討委員会の開催状況」です。1回目、2回目は令和6年度、3回目からが今年度になります。3、4、5、6で、7回目を今月20日に予定しております、8回の開催予定の令和8年4月に、市長に検討委員会から素案の検討について報告をするという予定にしております。

その下、「2 子どもへのアンケート」でございます。条例の制定に当たりまして、子どもの意見や思いを聴取して反映するというところで、アンケートを実施いたしました。アンケートの内容につきまして、横のホッチキス留めになっている別紙、横になっております。

数値がたくさん入っておりますが、こちらを基に報告をさせていただきます。

まず、対象といたしましては、小学校1年生から18歳ですが、19歳以上の方も回答可としております。実施いたしましたのは、令和7年6月23日から7月11日まででございます。実施方法は、オンライン回答フォームによる無記名ということで、公立の小・中学校につきましてはタブレットでの回答で、学校での授業とか、空いた時間等を活用いただきまして、全ての学年で回答をいただいております。

右側の回答の数でございます。小学生、上は三鷹の公立、三鷹市立、それから小学生の三鷹市立以外、中学生の三鷹市立、中学生の三鷹市立以外となっております。市内にございます私立の学校にも周知のご協力につきましてもお願いをしたところで、回答率は記載のとおりです。

まず、質問の項目です。「問1 あなたは、以前から「子どもの権利」について知っていましたか」ということで回答があったところです。小・中学生については、「聞いたこともなかったし、知らなかった」というのが5割近く、49%、46%ですが、高校生以上になると、「聞いたことはあったけど、どんなことか知らなかった」という方が38.7%、「どんなことか知っていた」という回答も33.8%という内容でございました。

「問2 全ての「子どもの権利」で、あなたが特に大切だと思う「子どもの権利」を選んでください」、一番多いところは色分けになっておりますが、小学生は真ん中辺にあります「休憩したり、遊んだりすることができる」というのが75.1%。一方で、中学生、高校生以上につきましては、一番左側の「命が大切にされて、安心して生活できる」が90%前後という割合でございました。

その下、「問3 家や学校では、あなたの意見や思いをいつもどれくらい聞いてくれますか」ということで質問しました。①は家です。全ての世代が、「よく聞いてくれる」という答えが60%前後でございました。②は学校で、学校については、「まあまあ聞いてくれる」というのがどの世代でも多く、50%前後という内容でございました。

次になります。裏面です。③、今の質問の続きで、「家や学校以外で、あなたの意見を聞いてくれる人はいますか」というと、60%後半、60%前後が「いる」というのがどの世代でも多かった回答です。

続いて、悩みについても聞きました。「あなたが今、悩んでいることや困っていることはありますか」ということで、回答は、例えば、小学生はなかなか回答が難しかったのか、「特にない」というのが一番右のほう、43.5%で一番多かったですが、中学生は「勉強のこと」が5割ぐらい、そして高校生以上は、右から4番目になりますが、「自分の将来や進路のこと」が6割を超えるという悩みでございました。

続いて、「あなたが悩んだり、困ったときに、話を聞いてくれる人や話しやすい人はいますか」ということでいうと、小学生は「親」、中学生以上は「友達」が一番多く、ただ、親ともそんなに差はないんですが、友達が一番多いというものでした。

悩みや困り事について、あなたが話しやすいと思う方法ということで質問したところ、「会って話す」というのがどの世代でも70%を超える。また、高校生以上で8割近くが会って話すのが一番話しやすいということで、メールとかLINEのほうが意外にもっと

多いかなと思ったら、会って話すのが一番多いという内容でした。

続きのページ、次のページですが、「問7 困ったときに話を聞いてもらえる場所として、知っているものはありますか」ということでいうと、「学校」が一番、みんな学校が話を聞いている場所だと知っているというものでした。

続いて、「問8 あなたには、ほっとできたり、楽しいと思える場所がありますか」と聞くと、90%の特に後半、96%から98%、「ある」という回答でしたが、「ない」という回答も一定の数あったものです。そのほっとできたり、楽しいと思える場所はどこですかと質問を聞くと、どの世代も80%を超えて「家」という回答がございました。家と学校以外だったら、1時間ぐらいいても文句を言われたい場所がありますかというのと、「ある」と回答したのが50%前後というものでした。

以上が回答で、一番最後のページには、属性としてまとめているものです。

私からの報告は以上です。

○石坂企画部長 それでは、今の説明を踏まえまして、皆様からご意見をいただき、議論をしていきたいと思えます。ご質問等も含めまして、ご意見いかがでしょうか。

○野村委員 よろしいですか。野村です。

ありがとうございます。これが三鷹の中で、どういう経緯で条例が制定されるに至ったかという、それなりの経緯は受け止めているつもりなんですけれども、その中で、権利って何かというのがそもそもあるかもしれませんが、権利と義務って基本的に表裏一体の関係ですよ。自分が権利をもらうということは、相手に対しての義務が発生するということもあるでしょうし、自分が権利を享受する場合には、社会に対してどういう義務を果たしていくかという考えもあって、これはいろいろな学説などがありますが、でも権利だけが一方的ではないということも片や事実で、社会の中で、これが大人になっていくとそのことが課題になってくるんじゃないかなと思いますが、お子さんたちに、権利と併せて、義務のことについてはどのように実際にはアプローチしていこうと今考えているのでしょうか。

○近藤子ども政策部長 今のようなご意見もあろうかと思いますが、まず一番は、子どもは生まれたときからそもそも権利があって、それは、なかなか子ども自身ではできないようなものを大切にされるとか、保護されるとか、そういったものがあるので、子どもについては、おっしゃるような義務とイコールかというか表裏一体かという、なかなかそうではないと思うんですよ。

もちろん、ただ、相手の権利も大切にしようよと。相手の権利を大切にすることの方が大事で、みんなが相手の権利を大切にすれば、それがお互いを大切にすること、子どもへは伝えていきたいなど。

○野村委員 そうですね。せめてそこでもそのアプローチは必要に思いますね。それも

権利で、今はいろいろな人たちが、これもまたいろいろなイデオロギーにもなっていて、ちやうから、あまりそっちには行かないようにして、でも現実的な中で話をしていこうという中で、誰かが義務を果たしているから、この権利も基本的に私たちは、こういう話が土俵に上がっていきけるんだと考えたときに、一対一じゃなくても、相手に対しての配慮や、それを義務と言うかどうかは別ですけども、そういった部分を入れていくということは私は大切だと思いますので、一教育委員の意見としてとどめていただければと思います。

○石坂企画部長　ほかの委員の方々、どうでしょうか。

○須藤委員　子どもの権利に関しては、自分が実際子どものとき、こういうことを考えていたかという、全く多分考えていなかったというか、知らなかったに近いと思うんですね。改めて、今こういったことを三鷹市で条例制定されるということで、私も大人の立場からすると、しっかり大人も子どもの権利というものを理解して、子どもの権利を守るために、親が、大人が果たすべき義務というんですかね、逆に言うと、そういったものも我々も知らない、認識しないといけないのかなというのは改めて感じております。逆にそういった大人に対する子どもの権利の周知というか、そういったところもしっかりやっていただくと、子どもの権利がより守られていくのかなと思っております。

○近藤子ども政策部長　おっしゃるとおり、まずは大人で、大人も親だけじゃなくて、いろいろな地域での関わられる方、子どもにいろいろな支援をされている方、場所として提供される方も含めて、いま一度、子どもの権利と意識してもらって、子どものことを決めるとき、子どもに関わることを決めるときに、大人だけが決めるのではなくて、子どもの思いとか、そういうものも聞けるように、公設というか、公的なものだけじゃなくて、民間も含めていろいろ周知していきたいなと考えております。

○須藤委員　お願いします。

○河村市長　今、須藤委員が言われたのでいうと、自分が子どものときどうだったかという、押さえられたね。それに対してすごく不満があって、何で大人が勝手に決めるんだと思っていた子ども時代ってあるじゃないですか。子どものときだと、一方的じゃないけれども、親になればそういう気持ちになっちゃうんだけれども、自分が稼いでから物を言えみたいな、そういう感じでよく言われていましたよ。

でも、そのとき思ったのは、人間として、法律的に全部同じじゃないから監護されているという、親が子どもを見なきゃいけないというのはそれがあっても、でも子どもとして、言うべきことは言える権利というのはあるんだろうなと子どもながらに思っていた時代があるわけで、急に大人になって、大人の立場からそれを弾圧するのは、ちょっと違うなと思うわけですね。

だから、子どもの権利条例というのが、今、仮称ですけども、考えられてきたのは、

もちろん世界的な動きとか、そういうのがいろいろありますけれども、一個の人間として認めていかなければいけない基本的な人権というものがあって、ということはつまり、私も逆に、大人になってしばらくはそのことはあまり感じなかったんですけども、正直言って、今の社会の中では、かなり子どものそういう基本的な人権がちゃんと守られていない状況が、社会の一部なんかでも現れてきちゃって、そこを守っていかないと、社会全体の発展のためというわけじゃないけれども、これからの人たちがうまくいかないんじゃないかという認識がかなり醸成されてきたんだと思いますね。それが今、三鷹でも条例をつくる一つの機動力になっているというか、そのように思いますね。

だから、そここのところをきちんとやっていくことが、すごく大げさな言い方かもしれないけれども、平和につながっていくと思っていますので、きちんと対応していくことが必要だなと現在思っているんですけどね。

○石坂企画部長 教育長、いかがですか。

○松永教育長 子どもたちって結構ちゃんと分かっているし、いろいろなことを考えて、結構しっかりしているというところが、私はすごく思いとしてはあって、ただ、それをもっと自分らしくといったところに向けていったときに、していくためには、こういう部分で、権利といった形での部分であったりとか、だからもっと言っちゃうと、子どもの権利を侵害するのは何かといったときに、それって大人なのかといったところをどのようにしていくのかといったことが、私は一番大事なことなんだろうなとは思っているところで

す。子どもが自分らしく生活ができる場として、私は、この「家」がほっとできる場所だというのがこれだけいるというのはすごくいいことだなと思うとともに、ほっとできたり楽しいと思える場所がないと答えている子どもたちが全体で2.5%いるといったところ、これをどのようにしていかなければいけないのかな。行政でできることは多分限られているととても思うんですけども、ただ、そういう部分で、これをゼロにするような努力というのを、学校も含めてやっていかなきゃいけないなと思っているところです。

○三瓶委員 このアンケートを見て、小学生とかが、子どもの権利で大切だと思うことに、小学生は「命が大切にされ、安心して生活できる」よりも「遊んだりすることができる」のほうが多くなっているんだけど、そういう子は多分、命が元から大切にされていると思っている子なんだろうなと思っていて、子どもらしくていいなと思ったんですけども、私が子どもの頃に比べて、今のお子さんたちって、あまり成長していないのに、結構選ばされる場面が多いなと思っています。前は親が「こうしたほうがいい」とか言っている中で、今、タブレットとか1人ずつ持たされて、いっぱい調べようと思ったら幾らでも知識が入ってくる。その中で、自分でどんどん選択させられている、する場面が昔よりすごく増えていて、ある意味、そういったところでは昔の子どもより大人っぽくなっていつているし、でも精神年齢ってそんなに、そこで鍛えられるわけじゃないような気がし

ていて、そのこのところのちぐはぐさというのは少し感じるところが、授業とかを見ている、大人に対する態度とか、そういうのを見ている、何となく感じたりすることがちょっとあります。

こういった言葉を、子どもの権利ということ子どもたちが全員普段から意識して生活しているわけではないからこそ、これは大人がちゃんと意識しないといけないことだとすごく思っています。

○河村市長　やはり、教育長が言われたみたいに、すごく家庭が大事だと子どもたちも思っていて、そこで少し安心できるということも言っているんだけど、その問題はもちろんあるんですが、相談する人がいないとか、ほっとできる場所がないとか、条例が問題にしているのは、分かりやすく極端に言うと、そっちの1%とか0.何%の子どもをどうするかみたいなことが主眼なんだろうなと思いますよね。

だから別に、満足していっぱい遊べて、それでいっぱい勉強できてという子どものほうにアプローチして、今どうしようというわけじゃなくて、本当に困っている子とか、分かりやすく言うと本当に孤立している子ども、どこにも行けなくなっちゃって、相談もできないみたいな、そういう子たちがどうするんだろうというときに、社会的な責任として、その子どもたちにどのようにアプローチするかというところで、先ほどの前段の話だと、いろいろなチャネルがあって、自分1人でも相談に行けるとか、訴えることができるかというところをどう確保できるかみたいな、あるいは、そのことについて親御さんなり学校がどのように気づいてもらえるかみたいなことになると思うんですよ。

どちらかのチャネルがどんどん少なくなってくると、今、どこでもそうですけれども、いじめはないほうがいい、当たり前ですよ。不登校もないほうがいい。そのようにすると、チャネルが1個しかないと、そこにかかってくる子、そこに携われる子以外の、知っている子以外は連絡が来ないわけですからね。知らない間に、親にも相談できないし、友達にも言えないみたいなことになっちゃうと大きな問題になっちゃうので、そういう本当に非常ベルを押せる場所が幾つかあって、いろいろな相談ができる場所を何とか、どのように確保できるかということをお我々の側でも考えていくみたいな、そんな感じだと思いますね。

○野村委員　よろしいですか。

○石坂企画部長　どうぞ。

○野村委員　今の意見のやり取りをして、自分なりに少し整理ができたところもあるなと思いつながら、今から相当前に日本に権利という概念が入ってきたときに、基本的に日本の文化の中で、あまりなかった概念ですよ。もう個人主義じゃない中で、権利と義務が表裏一体ではない中で、権利というものを受け止めなきゃいけなかった。もう30年ぐらい前だと思いますけれども、日本もあえて言えば、集団で義務を果たして、それに個

人の権利が付き始めてきた。

でも、今、大きな流れの中で、これは一旦、子どもたちの権利があるんだよという形で進めていく以上は、この中でやっていくしかないんだと思いますけれども、そのときには、最初はやっぱり大人の義務として、どう自覚するかという話ですし、でもある程度たったら、子どもたちにもその年齢に応じて、ある程度義務というものがあるということ、これは権利条約ですけれども、その次の発展形に義務というものが入っていく必要があるということだけは、ここで意見としてしっかり述べていきたいと思います。よろしくお願いいたします。

ありがとうございました。

○石坂企画部長 そのほか、ご意見ありますでしょうか。

ないようでありましたら、子どもの権利に関する条例（仮称）の制定に向けた取組についてを終了いたします。

本日、用意した議題は以上でございますが、委員の皆様から、議題以外で何かご意見等ありますでしょうか。よろしいですか。

皆様、貴重なご意見をありがとうございました。

それでは、最後に市長から閉会の挨拶をいたします。市長、よろしくお願いいたします。

○河村市長 私は、今日の議論は、制度それ自体がいいか悪いかというよりも、その背景にある議論をさせていただいたなと思っていて、医療と教育のコーディネーターの話、須藤委員の切り口から、かなり豊かな議論ができたと思っています。恐らく、最後のこともそうですけれども、ある程度本音で話さないと、教育の問題、子どもの問題というのはなかなか理解できないところもあるし、きれいごとだけで話しているとよくないと思うので、なぜこれがこういうことを考えているのかということ、教育の現場からお話してきたし、子育ての関係でも言えたと思います。

私はもうお酒を飲まないんだけど、お酒を飲みながら話すと、きっとまだまだ、議論がもっと深まるかもしれないなと思いますし、行政の職員もきつとやりたいことがもっと実はあるかもしれないし、傍聴されている方も、「いや、私は違うと思っている」とか、いろいろ、本当に教育とか子どもの問題というのは、自分が体験してきているだけじゃなくて、親御さんとしても体験しているので、それぞれ100人いると100人の教育論があるとされています。ですから、これをきっかけに、また別のときにもお話をしたいなと思っています。

本日はどうもありがとうございました。

○石坂企画部長 以上をもちまして令和7年度第1回三鷹市総合教育会議を終了いたします。どうもありがとうございました。

---

午前11時14分 閉会